

# 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ に関する特定家畜伝染病防疫指針の変更について

平成27年1月  
農林水産省消費・安全局

## 1. 背景

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」については、家畜伝染病予防法に基づき、少なくとも3年ごとに再検討し、必要に応じてこれを変更することとされている。今般、本指針の公表から3年が経過することを踏まえ、昨年11月に実施した第22回家畜衛生部会において改正について検討する旨を諮問し、家きん疾病小委員会で具体的な検討を実施することとしたところ。

なお、諮問以降、現在までに5事例の発生が確認されているが、これら発生に係る見直し事項については、都道府県等の関係者の意見を踏まえ、次回以降に別途検討する。

## 2. 本指針における改正のポイント

現行の防疫指針下における、本病発生事例への対応状況等を踏まえ、以下の事項を中心とした変更を検討することとしたい。（改正の詳細については別紙を参照）

- ① 防疫措置、検査方法等の見直し
- ② 食鳥処理場における本病発生時の対応の明確化
- ③ 農場監視プログラムの運用に係る見直し
- ④ 制限区域内の農場及び疫学関連農場由来生産物の取扱いの明確化
- ⑤ その他、直近の豚コレラ指針の改正に沿った改正、第22回家畜衛生部会で委員から示された意見に係る対応等

## 3. 今後のスケジュール（案）

平成26年11月12日 第22回家畜衛生部会において本指針の改正について諮問

平成27年1月28日 家きん疾病小委員会で改正について議論  
【改正の大枠（方向性）について議論】

平成27年2月～ 家きん疾病小委員会で改正について議論  
【1回目の議論及び今シーズンの発生事例を踏まえ、具体的な改正案について議論】

家きん疾病小委員会における議論終了後、家畜衛生部会に議論の結果を報告

以下の具体的な変更方針について検討する。

## 第1 基本方針

→ 大きな論点はないか

## 第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

→ 大きな論点はないか

## 第3 発生予察のための監視

### ○ 定点モニタリングの対象農場の選び方

→ 現行の指針では、管轄家保当たり3農場を選定することとしているが、近年の家きん飼養農場数の減少等から、選定に困難な事例があるため、地域的な偏りがない等の配慮をしつつ、より柔軟性のある農場の選定を行えるかを検討。

### ○ 野鳥等で感染が確認された場合の対応等

→ 野鳥における本病のサーベイランスにおいて、死鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合のみならず、糞便から本病のウイルスが検出された場合の措置について検討。

## 第4 異常家きん等の発見及び検査の実施

### ○ 食鳥処理場における本病発生時の対応の明確化

→ 現行の指針では、食鳥処理場に関して、本病が発生した際の対応については、移動制限区域の設定のみが記載されており、具体的な防疫対応については記載されていない。食品衛生部局と家畜衛生部局の役割分担の明確化や発生確定後の具体的な防疫対応について検討。

### ○ 疑い事例の際の農場における簡易検査を実施する羽数等の明確化

→ 疑い事例の際、農場で検査する羽数について、複数羽の簡易検査を実施すると規定してあるが、具体的な羽数等の明記を検討。

## 第5 病性の判定

→ 大きな論点はないか

## 第6 病性判定時の措置

### ○ 発生に係る情報の公表について

→ 現行では報道機関への公表についての記載はあるが、発生農場周辺の農場への情報提供・周知等については、記載されていない。(当該県の市町村、関係団体、隣接する都道府県に所在地を連絡することにはなっている) 発生に係る情報共有の範囲等について検討。

## 第7 発生農場における防疫措置

### ○ 原則として24時間以内の疑似患畜の殺処分完了、72時間以内の死体の焼・埋却完了に係る記載について

→ 大規模農場等では達成が困難であることを考慮し、「原則として」という文言とともに記載している早期封じ込めのための一定の目途を示したものであり、迅速な防疫対応が遂行でき、かつ、現実に即したまん延防止措置が実施できるよう、留意事項の記載を検討。

また、防疫措置完了の時点の明確化を検討。

## 第8 通行の制限

→ 大きな論点はないか

## 第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定

### ○ 発育鶏卵の取扱いについて

→ 移動制限の対象である家きん卵のうち、種卵については、ふ卵場への移動が一定の条件下で制限の対象外となる。同様の性格を有する発育鶏卵の検査施設等への移動の取扱いについて検討。

## 第10 家きん集合施設の開催等の制限

### ○ 移動制限区域内に入った関連施設の制限について

→ 移動制限区域内に入った際に業務停止の対象となる施設として、「食鳥処理場」、「GPセンター」、「品評会等の家きんを集合させる催物」及び「ふ卵場」が記載されているが、これらの施設において、具体的にどの業務が停止対象に該当するのか等について明記することを検討。

## 第11 消毒ポイントの設置

→ 大きな論点はないか

## 第12 ウイルスの浸潤状況の確認

### ○ 疫学関連家きんの考え方について

→ 高病原性と低病原性で場合分けし、疫学関連家きんの法第32条に基づく移動制限の期間、解除のタイミング、制限の例外（食鳥処理場直行の場合など）等についての明記を検討。

## 第13 ワクチン

→ 大きな論点はないか

## 第14 家きんの再導入

### ○ 再導入に際し導入するモニター家きんについて

→ 本病発生後、経営再開時の本格的な再導入の前に、最終的な清浄性の確認として、モニター家きんを導入し、各種の検査を実施

することとなっているが、検査の時期等について記載していないため、留意事項等で明記することを検討。

#### 第15 農場監視プログラム

##### ○ 農場監視プログラムの適用期間の変更について

→ 農場監視プログラムの適用期間（プログラム終了時の条件）に係る規定を検討。

#### 第16 発生の原因究明

##### ○ 発生時の疫学調査チームの現地調査について

→ 発生毎に実施する疫学調査チームの現地調査について、より具体的なメンバー構成、調査の流れ等について留意事項に記載することを検討。

#### 第17 その他

##### ○ 発生農場における家きん飼養者及び防疫作業従事者に対する精神面のケアについては、追記を検討

#### 《その他変更を検討する事項》

##### ○ 家畜保健衛生所で行う本病の検査方法について

→ 遺伝子検査の方法についてプロトコールが留意事項に記されているが、新たな知見が随時更新されるため、留意事項から削除することとし、ウイルスの変異等に柔軟に対応できるよう、別途、更新ある毎に都道府県に通知することを検討。

##### ○ 各検査材料のプールについて

→ 本病発生時に実施する種々の検査において、サンプルのプールを認めて欲しいとの要望が都道府県から寄せられている。どの検査がプール可能か、可能であれば何検体分が可能かといった基準について、明記できるかどうかを含め検討。

◎ 第22回家畜衛生部会における委員から出た意見への対応

- ① 厳寒期の消毒方法について記載して欲しい。また、先の熊本県における発生時の車両消毒ポイントにおける優良設置事例等についても写真付きで紹介してもらえると他県の参考になる。(西委員)
- ② 指針に基づく措置について発出されている関連通知を留意事項に入れるなどにより指針本体とセットで目に付くようにして欲しい(西委員)  
→ 防疫指針を冊子化する際に、厳寒期の消毒方法及び指針に関連する通知を防疫指針本体に添付する。
- ③ 発生農場の飼養者等に対する精神面のケアについて何か記載できないか(藤井(雄)委員)発生時に設置する都道府県の対策本部に様々な班ができるようなので、そこで農家の精神面に対応する班を設ければいいのではないかと(村上委員)  
→ その他の項目に発生時には発生農場等の飼養者に対する精神面のケアに留意することの明記等については関係部局の意見等を聞いた上で検討。